

令和 6 年 9 月 2 日
中 山 町

障がい者である職員の雇用状況について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）の規定に基づき、厚生労働大臣に通報した令和 6 年 6 月 1 日現在の障がい者である職員の任免状況については、次のとおりです。

・ 障害者雇用率（令和 6 年 6 月 1 日現在）

	法定雇用障がい者数の算定の基礎となる職員の数 ①	障がい者である職員の数 ※短時間勤務 0.5 名換算 ②	障害者雇用率 ※法定雇用率 2.6% ③ $(②/① \times 100)$	不足数 ④
町長部局	114.0	2	1.75%	1
教育委員会部局	33.5	1	2.99%	0

（注意）

- ④欄の「不足数」については、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1 未満の端数切捨て）から②欄の障がい者の数を減じて得た数であり、これが 0.0 となることをもって法定雇用率達成となる。障害者雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が 0.0 となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 障がいの種別・区分・種類別の人数については、人数が一桁と少数であり、他の情報と照合し、又は各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障がい者であること及びその障がいの程度等が推認されるおそれがあるため、非公表とします。

・ 障害者雇用推進者

町 長 部 局：総務広報課長

教育委員会部局：教育課長